

# フランスにおける財政法案 2025

November 2024

PwC France (PwC Société d'Avocats)



## 1. フランス財政法案 2025

2025 年のフランス財政法案は、フランス政府の来年度の予算と財政政策を定める重要な法案です。この法案は、経済成長の促進、雇用の創出、社会福祉の向上など、さまざまな政策目標を達成するための財政手段を提供します。法案はまず国民議会に提出され、そこで議論と修正が行われます。その後、上院である元老院に送られ、さらに審議されます。最終的なテキストは、2024 年 12 月末に予定されている最終投票で決定される予定です。このプロセスを通じて、法案は複数回にわたって修正される可能性があり、最終的な形になるまでに多くの議論と調整が行われます。フランスの財政法案は、国の経済政策の方向性を示す重要なドキュメントであり、国民の生活に直接影響を与えるため、広く注目されています。

下記においては、2025 年のフランス財政法案の主な項目を紹介していきます。

## 2. 主な提案施策

### □ 第 11 条 大企業の利益に対する特別貢献の導入

第 11 条の特徴は、フランス政府が財政再建を図るための措置の一環として導入されるものであり、特に大企業に対する負担を増やすことで財政赤字の削減を目指しています。この措置により、2025 年には 80 億ユーロ、2026 年には 40 億ユーロの収税が見込まれています。

- **適用期間:** 2024 年 12 月 31 日以降に終了する 2 会計年度の連続申請
- **対象企業:** 年間売上高が 10 億ユーロ以上の大企業が対象となります。
- **納税者:** 非課税連結会社の場合: 法人所得税は、税額控除、繰越を含むあらゆる種類の税収を差し引く前に、一般税法典 (Code général des impôts: 以下「FTC」) 第 219 条に定められた税率ですべての課税所得を計算します。
- **課税基準:**
  - 非課税連結会社の場合: 法人所得税は、税額控除、繰越を含むあらゆる種類の税収を差し引く前に、FTC 第 219 条に定められた税率ですべての課税所得を計算します。
  - 税務連結会社の場合: 法人所得は、連結課税所得と純税連結利益に基づいて計算され、減税、税額控除、および繰越を含むあらゆる種類の税金債権を差し引く前に計算されます。

**追加徴税率:** 売上高に応じて異なる追加徴税率が適用されます。

- 売上高  $10 \text{ 億ユーロ} \leq 30 \text{ 億ユーロ}$ : 2024 年 12 月 31 日以降に終了する第 1 会計年度では 20.6%、同日以降に終了する第 2 会計年度では 10.3%
- 売上高  $\geq 30 \text{ 億ユーロ}$ : 2024 年 12 月 31 日以降に終了する第 1 会計年度では 41.2%、同日以降に終了する第 2 会計年度では 20.6%。売上高が閾値を 1 億ユーロ未満超える場合、閾値の影響を解消するための特定のルールが発動します (スムージングルール)。
- 拠出金は課税所得から控除できません。

- CIT 残高が支払われたときに支払いが行われます(前払いなし) – 減税、税額控除、およびあらゆる種類の売掛金を拠出金から差し引くことはできません。
- **繰延税金:** IAS 12 および規則 2020-01(フランス GAAP)に従い、CIT への追加の拠出金は所得税に含まれています。この例外的な拠出金は、繰延税金に影響を与える可能性があります。

	最初の会計年度		2期目	
	追加徴税率	実効税率*	追加徴税率	実効税率*
売上高が10億ユーロ以上30億ユーロ未満	20.60%	30.975% 12.39%(IP制度**)	10.30%	28.40% 11.36%(IP制度**)
売上高が30億ユーロ以上	41.20%	36.125% 14.45%(IP制度**)	20.60%	30.975% 12.39%(IP制度**)

\* 25% CIT + 3.3% の追加拠出金 (救済を無視) + 特別拠出金

\*\* 10% CIT + 3.3% の追加拠出金 (救済を無視) + 例外的な拠出金

#### □ 第 12 条 大手船会社の営業利益に対する特別貢献金の創設

第 12 条の特徴は、フランス政府が財政再建を図るための措置の一環として導入されるものであり、特に大手船会社に対する負担を増やすことで財政赤字の削減を目指しています。

- **適用期間:** 2024 年 12 月 31 日以降に終了する 2 会計年度
- **対象企業:** 年間売上高が 10 億ユーロ以上の大企業が対象となります。
- **納税者:**
  - FTC 第 209-0 B 条 (海運会社に対する定額課税またはいわゆるトン数税)に定められた条件の下で、CIT の課税所得を決定する事業体で、以下を実施します。
  - 税務連結会社の場合: 拠出金は、売上高の要件を満たす各事業によって支払われます。
- **課税基準:** トン数税制の対象となる事業に対応する部分の損益計算書(31/12/24 に適用される規則に基づく)に示されている営業利益。
- **税率:** 2024 年 12 月 31 日以降に終了する第 1 会計年度は 9%、その日以降に終了する第2会計年度は 5.5%。
- この拠出金は課税所得から控除することはできません。
- 遅くとも CIT の残高が支払われたときの支払い(前払いなし)減税と税額控除、および拠出金から控除できないあらゆる種類の売掛金。

注:この拠出金は、本法案の第 11 条に規定されている例外的な拠出金を補完するものです(説明覚書を参照)。

## □ 第 26 条 大企業に対する自社株買いによる自己資本金の減額税の導入(FTC 第 235 条 ter XB)

第 26 条の導入は、財政赤字の削減だけではなく株主還元の抑制を目指しています。つまり、自社株買いによる株主還元を抑制し、企業が内部留保を増やすことを促進する意図があります。また、経済成長を維持しつつ、財政健全化を図るためにバランスを取ることを目的としています。

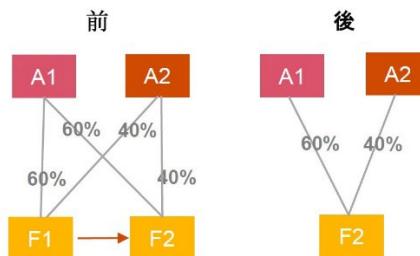
- **適用期間:** 2024 年 10 月 10 日以降に実施された自社株買い
- **対象企業:** フランスに本社を置き、前会計年度の個人または連結売上高が 10 億ユーロの企業。特に自社株買いを行う企業に対して適用されます。
- **課税基準:** 株式資本の減少額+資本関連のプレミアムとして計上される金額の一部(株式資本の減少に比例して)。注: 資本関連のプレミアムには、株式プレミアム、合併プレミアム、拠出プレミアムが含まれます。
- **税率:** 8%。
- 本税金は法人所得税から控除できません。

## □ 第 17 条 2023 年発効の「合併、分割、および資産の一部拠出に関する法制度改革政令(Ordonnance)」への適応策

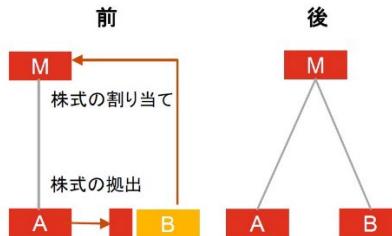
第 17 条は、2023 年にフランスで発行された政令に基づき、合併、分割、および部分的な出資に関する法的制度が改革されたことに伴い、税制上の合併制度の適応がどのように図られたかを示しています。この適応策は、企業の再編成に関する新しい法的枠組みに対応するためのものであり、特に税務上の取り扱いに影響を与える可能性があります。また、フランス政府が財政再建を図るための措置の一環として導入するものであり、特に大企業に対する負担を増やすことで財政赤字の削減を目指しています。

- **対象企業:** 年間売上高が 10 億ユーロ以上の大企業が対象となります。
- **追加徴税率:** 売上高に応じて異なる追加徴税率が適用されます。具体的には、売上高が 10 億ユーロ以上 30 億ユーロ未満の企業には 20.6%、30 億ユーロ以上の企業には 41.2% の追加徴税が課されます。
- **適用期間:** この特別措置は 2 年間の期限付きで導入される予定です。
- **制度:**
  - 株式交換を伴わない合併の新たなケースと部分的な分割(譲受会社の株式を譲渡会社の株主に直接配分する)を含める制度です。
  - 部分的な分割: 譲渡会社による、または譲受会社による直接の、譲渡会社の株主への資産の部分的な貢献を表す株式の配分は、所得の分配とは見なされません(第 115 条第 2 項、FTC の改正)。

### 株式交換なしの合併



### 部分的分割(例)



- 株式交換を伴わない合併の新たなケースに対する租税中立性を確保するための現行の税制の適応
  - ✧ 合併会社の純資産の変更に対する課税はありません(FTC 第 38 条第 2 項改正)。
  - ✧ 合併会社の株主:合併会社の株式の売却に関するキャピタルゲイン税制(短期／長期)を決定する目的で、合併会社の株式の保有履歴を保存(第 39 条(12)第 1 項、FTC)。
  - ✧ 合併会社からの配当金に対する親会社税制度(2年間の保有条件):合併会社の株式は、引受日または取得日から合併会社の株式の売却日まで保有されているものとみなされます(FTC 第 145 条第 1 項 c)。
  - ✧ 合併会社:株主資本に組み込まれ、さらに分配された金額は、分配された利益と見なすべきではありません(FTC 第 112 条第 1 項 c)。

### □ 第 3 条 高所得に対する差額拠出の導入

第 3 条は、フランス政府が財政再建を図るための措置の一環として導入されるものであり、特に高所得者に対する負担を増やすことで財政赤字の削減を目指しています。

- **目的:**「高所得に対する特別拠出金(ECHI)」の対象となる世帯に対して、総所得税と ECHI 拠出金の合計が 20%未満の場合に、最低税率として 20%を適用することを保証することを意味しています。具体的には、譲渡所得や譲渡性証券からの所得、定率課税の対象となる生命保険商品などを受け取る世帯が該当します。
- **仮適用:** 2024 年所得課税から 2026 年所得課税まで 3 年間
- **納税者:** フランスの税務上の居住者で、課税対象となる基準所得(RITP)が 250,000 ユーロ(独身納税者)または 500,000 ユーロ(共同納税者)を超える個人一既に ECHI の対象となっている世帯
- **課税基準:** 税務上の参考所得(「特例所得」の特別メカニズムを使用)

- **供出金の計算方法:** i) および ii) の差額
  - i) RITP の 20%、および
  - ii) 個人所得税と ECHI の合計 + 提案された規定に列挙されているいくつかの特定の調整

RITP が 330,000 ユーロ(独身者)または 660,000 ユーロ(共同課税の対象となる夫婦)未満の世帯向けの調整メカニズムも含まれます。

#### □ 第 25 条 行使により取得した株式および有価証券の新株予約権または引受権の取扱いの確保

第 25 条は、フランス政府が市場の透明性と投資家保護を強化するために導入しようとしている措置の一環です。当該条項は、行使により取得した株式および有価証券の新株予約権または引受権の取扱いに関するものです。

- 特徴:
  - 明確なガイドライン: 行使により取得した株式および有価証券の取扱いに関する明確なガイドラインが設定されます。
  - 税制上の取扱い: 新株予約権や引受権の行使に伴う税制上の取扱いが明確化されます。
  - 報告義務: 企業に対して、これらの取引に関する報告義務が課される可能性があります。

#### □ 第 7 条 電気に対する物品税の調整、およびさまざまな簡素化と保護措置

第 7 条は、フランス政府が環境政策の強化と税制の簡素化を図るために導入しようとしている措置の一環です。

- 関税シールド期間の終了時の電気に対する標準物品税率の調整。
  - 目標は、2025 年 2 月 1 日から規制された販売価格の 9% 削減を消費者に保証することです。
  - 中小企業の電気に対する物品税の引き下げを、高消費企業に適用される税率に合わせるための下方修正
- 特定の電気集約型の産業活動に対して、2025 年 12 月 31 日まで、欧州レベルで設定された最低軽減税率(0.5 ユーロ MWh)を引き続き適用します。
- 可燃性燃料に対する標準物品税率の引き下げ
- 電気と燃料に対する物品税の通常の税率は、法令によって決定された金額で、増加／調整の対象となる場合があることに注意してください。

#### □ 第 7 条および第 10 条 エネルギー産業に関連する VAT 率

第 7 条および第 10 条は、エネルギー産業に関連する付加価値税(VAT)率に影響を与える可能性があります。以下にその概要を示します。

**第 7 条:**この条項は、エネルギー産業に対する物品税の調整に関するものです。特に、電気に対する物品税の調整、およびさまざまな簡素化と保護措置に関連しています。これにより、エネルギーコストの上昇を抑制し、経済全体に対する影響を最小限に抑えることを目的としています。

**第 10 条:**この条項は、エネルギー産業に関連する VAT 率の変更に関するものです。具体的には、再生可能エネルギーの利用促進やエネルギー効率の向上を目的としたインセンティブとして、特定の条件下で適用される税率の削減が含まれる可能性があります。

- 実際的影響: 軽減税率 5.5% が延長されます (FTC 第 278-0 bis 条 B 項で改正)。
  - 熱エネルギー供給とネットワークによる熱エネルギー分配のサブスクリプション (36kVA の電力しきい値の撤廃)
  - 熱の供給とは、その少なくとも 50% がフランスエネルギー法典第 L.211-2 条の意味における再生可能エネルギーから生産されている場合、または熱の生産を目的としないプロセスから生産される場合
    - ❖ この変更は、2025 年 2 月 1 日以降に開始する期間のサブスクリプションに適用されますが、2025 年 1 月 1 日から適用される非配布熱エネルギー サブスクリプションは例外です。
- 2025 年 1 月 1 日より、以下のものに対して 20% の VAT 率が適用されます。
  - 化石燃料を利用できるボイラーの供給または設置を含むエネルギー改修サービス (FTC の新第 278 条-0 bis A, III の bis)
  - 化石燃料を利用できるボイラーの供給または設置を伴う作業 (改正 FTC の 279-0 の 2 の bis, 2bis)。既存のボイラーのメンテナンスまたは修理作業は影響を受けず、実施される作業の性質に応じて、5.5% または 10% の軽減 VAT 率の対象となる必要があります。

#### □ 第 15 条 会社付加価値寄与(CVAE)の漸進的廃止の 3 年間の延期

CVAE は、フランスで事業を営むすべての法人および個人を対象とする地域経済貢献税 (CET) の一部であり、企業の付加価値に基づいて計算されます。2023 年財政法では、CVAE の 2024 年までの廃止が採択されました。2024 年財政法では、この廃止を 2027 年までに段階的に行なうことが採択されました。

しかし、2024 年 10 月 10 日に公表された 2025 年財政法案では、2024 年財政法のスケジュールを 3 年間延期し、CVAE の廃止を 2030 年とすることが提案されています。

- 2024 年に適用される CVAE の税率は、2025 年、2026 年、2027 年 (売上高のある企業の最大レート) に変更はありません。したがって、5,000 万ユーロは 0.28% に固定されたままです。
- 2028 年から料金が段階的に引き下げられます。
  - 2028 年: 最大レート 0.19%
  - 2029 年: 最大レート 0.09%
  - 2030 年: CVAE の廃止

- CVAE と事業固定資産税(CET)のキャップレートは、付加価値に基づいて相関的に調整されます(2025 年から 2027 年にかけて 1.531%、2028 年に 1.438%、2029 年に 1.344%、2030 年に 1.25%)。
- さらに、CVAE に対する追加税率(2025 年から 2027 年まで 9.23%、2028 年 13.84%、2029 年 27.68%)には相関調整があります。
- このように、CVAE の廃止が 3 年間延期されることで、企業にとっては税負担の軽減が遅れることになりますが、フランス政府はこれにより財政コントロールと生産税減税継続の双方の必要性を調和させることを目的としています。

#### □ EU および国際基準の実施に関する方策案

- 第 22 条: この条文は、FTC およびその他の税務規定において、デ・ミニミス規則と国家助成の枠組みスキームに関する参考を最新のバージョンに更新することを意味しています。デ・ミニミス規則は、3 年間で 30 万ユーロを上限とする小額の助成に関する規則であり、国家助成の枠組みスキームは、研究開発・イノベーションに対する助成のガイドラインを提供するものです。
  - 第 13 条: この条文によりフランスの GloBE ルール(IIR および UTPR)を OECD/G20 包摂的枠組みの基準に合わせることになりました。
    - フランスの GloBE 規則は、OECD/G20 の BEPS(Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトの一環として導入された、グローバルな最低税率を確保するためのルールです。具体的には、Pillar Two と呼ばれる枠組みの中で、各国で最低税率(15%)法人税負担を確保することを目的としています。
    - GloBE(Global Anti-Base Erosion)ルールは、多国籍企業が税負担を不当に軽減することを防ぐために設計されており、以下のような要素を含みます。
    - IIR(Income Inclusion Rule): 最終親会社の所在地国で追加課税を行うルール
    - UTPR(Undertaxed Payments Rule): 支払いを行う国で追加課税を行うルール
    - QDMTT(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax): 各国が独自に導入することができる最低課税制度
    - これにより、フランスを含む各国は、自国に所在する多国籍企業に対して、GloBE ルールに基づく追加課税を行うことができます。フランスの GloBE 規則は、OECD/G20 包括的枠組みの基準に沿っており、各国の制度導入状況に応じて適用されます。
  - 具体的には、2024 年 6 月に発表されたものを除く、行政ガイダンスの欠落部分の大部分の実施、およびフランスの QDMTT のわずかな変更がなされます(例:IIR/UTPR の下で利用可能な会計基準に従った財務純会計利益または損失の計算と、QDMTT は、「汚染者負担」の原則に基づいて、個々の実効税率が 15%未満のフランスの構成団体間のみ)。
- 発効: 2024 年 12 月 31 日以降に終了する会計年度に適用されます。
- 第 14 条: 2026 年 1 月 1 日からの申請に対する DAC8(2023/2226/EU、暗号資産サービスプロバイダーの報告義務化を作成し、EU 加盟国間でのこの情報交換を規定する)の転置、国境を越えた税務取決め(DAC6)の報告に関する規定の改正、仲介者

として行動する弁護士は、法律専門家の特権(2024年7月29日のCJEUの結果を引き出す、ケースC-623/22)および情報交換法に対するその他のさまざまな調整に反する場合、そのような報告義務を免除されることが明記されます。

□ **フランス財政法案 2025: その他の施策案の選定**

- 第2条: 個人所得税率と源泉徴収税率のインフレ率の指数化。
- 第23条: FTC第4条Bの意味におけるフランスの税務上の居住者の概念に対する条約居住者の概念の優位性。
- 第24条: 非専門家のレンタル活動に従事する個人に適用される特別な措置。
- 第8条: 乗用車の自動車マルスを通じたエネルギー転換のインセンティブを強化する(CO<sub>2</sub>マルススケールの引き締め、許容量の変更など)。
- 第9条: 2025年1月1日から、中古乗用車の自動車マルスの計算方法の調整。
- 第16条: 固定資産税:事業所の賃貸価格の計算方法の明確化。
- 第20条: 2024年の財政法で導入された農林業用オフロードディーゼルに適用される物品税率が2024年1月1日より遡及的な改正により、軽減税率の段階的な引き上げが規定されました。
- 第21条: 放射性金属廃棄物管理施設に関する、汚染活動に対する一般税に関する詳細。
- 第21条: 工業製品および工芸品に対する課税のトリガーイベントの追加。

猪又 和奈(いのまた かずな)

PwC Société d'Avocats ディレクター

2009 年 PwC フランス弁護士事務所(PwC Société d'Avocats)入所。2010 年仏国弁護士登録。

フランスにて日系企業子会社の法務(税務)業務を担当。また、PwC Japanese Business Network のフランスカントリーリーダーとして、M&A 日系企業への総合的な業務支援に従事している。

Email: [kazuna.inomata@avocats.pwc.com](mailto:kazuna.inomata@avocats.pwc.com)

© 2024 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.